

	対象工事の内容
<p style="text-align: center;">防災力の向上</p> <p>[住宅への浸水防止 又は軽減を図る工事]</p>	<p>住宅および住宅の周囲への止水板の設置工事及びこれらに伴う附帯工事で、住宅の浸水被害の状況等を踏まえ、浸水被害の防止または軽減を図る工事であること。</p> <p>なお、店舗、事務所等との併用住宅は、主たる浸水対策が居住部分の場合は対象とする。</p> <p>また、販売を目的とした住宅に止水板を設置する工事は対象としない。</p> <p>※止水板とは、止水板として一般に販売され、性能保証されている製品、もしくは下記を満たす特注品（製品以外）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・止水板の材質が金属製であること。 ・脱着式であり、壁、床等に設置した支柱やレール等により固定できること。 ・支柱やレール等を設置するための工事を伴うこと。 ・止水板設置による止水高さは、概ね0.6mを確保すること。 <p>※附帯工事とは、止水板等の設置に必要な工事、又は止水効果を高めるために行う止水壁設置工事をいう。</p> <p>※止水壁とは、住宅の周囲に設置するコンクリート製の壁をいう。</p>